

令和7年度 ふるさといいじま活性化推進業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和7年度ふるさといいじま活性化推進業務委託

2 業務の目的

本業務は、ふるさと納税に関する返礼品の価値を最大限に引き出し、ふるさと納税サイトにおける商品ページの質を向上させるとともに、商品画像のブラッシュアップやSKU化による多様性の提供、新規返礼品の造成、レビュー対応による信頼性向上、アクセス数増加を通じて、ふるさといいじまの地域経済活性化と持続可能なふるさと納税促進を実現することを目的とする。

3 業務の背景

ふるさと納税は、地方創生や地域ブランド構築において重要な役割を果たしています。飯島町では令和5年度にふるさと納税寄付額が約1億円となりましたが、令和6年度には寄付額が半減するとともに、令和7年度についても低迷しています。【参考資料参照】

これは、商品の魅力が十分に伝わっていない、多様な選択肢を提供できていないなどの理由により、サイトへの訪問者数や成約率低下が原因と思われます。これらを解決するため、高品質な商品画像や多彩なSKU設定、新しい返礼品開発、顧客からのレビュー対応など総合的な施策が必要なため、実施するものです。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

本業務は、以下の主要施策を実施する。

(1) 返礼品画像の洗練及び改善業務

既存商品の写真撮影および編集作業を行い、高解像度で魅力的な画像へ刷新する。背景除去や光調整等も含めて視覚的インパクトを高めるとともに、サムネイルを追加すること。（最低でも主力返礼品である味噌、梨、りんご、馬刺しにおける画像改善を100画像以上、提案すること。）

(2) 返礼品選択意欲喚起におけるSKU化業務

同一商品についてサイズ違いや味違いなど複数バリエーション（SKU）を設定し、多様なニーズに応えられるラインナップとすること。これにより、購入意欲喚起と販売機会拡大を図る。

(3) 寄付者レビュー対応戦略

寄せられた顧客レビューへの迅速かつ丁寧な返信を行うよう、信頼醸成とリピーター獲得につながるコミュニケーション戦略を展開すること。

(4) 新規返礼品造成業務

地域特産品や新たなアイデア商品・体験商品について、市場調査・企画立案・試作

品評価まで一貫して支援し、最低でも 5 商品を新規返礼品として登録すること。

(5) アクセス数向上施策（SEO 対策）

SEO 対策による情報発信強化、多角的マーケティング手法でサイト訪問者数及び成約率増加策を行うこと。（最低でも、主力 10 商品への SEO キーワード設定を提案すること。）

(6) 返礼品提供事業者への提案

事業者への提案資料作成や事業者を訪問し、提案・調整等を行うこと。

(7) その他

その他、必要な提案を行うこと。

6 業務管理

本業務を遂行するに当たり、適切なスケジュール管理、課題管理等を実施すること。

7 スケジュール

想定スケジュールは、以下のとおりとする。

年 月	業 務 内 容
令和 7 年 12 月	契約、実施計画書提出、データ調査、定例会、SEO 対策・対応、商品画像改修、追加商品画像改修
令和 8 年 1 月	データ調査、定例会、SEO 対策・対応、商品画像改修、追加商品画像改修、返礼品造成
令和 8 年 2 月	データ調査、定例会、SEO 対策・対応、商品画像改修、追加商品画像改修、返礼品造成
令和 8 年 3 月	データ調査、定例会、SEO 対策・対応、商品画像改修、追加商品画像改修、返礼品造成 業務報告書提出

8 実施体制

受注者において、下記のとおり実施体制を構築すること。

- (1) 本業務に従事する者のうちから、当町との情報共有、進捗・課題管理を行う業務リーダー 1 名を選任すること。
- (2) 本業務に従事する者について、適切に役割分担を行い、繁忙期への対応等に支障のない体制をとること。
- (3) 定期的に担当部署との打合せ等を実施すること。

9 提出物

委託業務に係る提出物は、以下のとおりとする。特に指定がない限り、紙媒体 1 部および電子データで提出すること。

(1) 委託業務の実施体制が分かる資料

業務リーダーや各業務についてメンバーの役割を明記することとし、契約締結後、速やかに提出すること。

(2) 実施計画書

委託契約締結後、速やかに提出すること。

(3) 実績報告書

委託業務完了後、実績報告書としてまとめて報告すること。

(4) その他委託業務の実施に当たり、当町が必要と認めるもの。

10 損害補償

受注者は、本業務実施中に当町および第三者に損害を与えた場合は必要な措置を講ずるとともに、速やかに当町に状況を報告し、損害補償等があった場合には、受注者において一切の処理を行うこととする。

11 契約の解除

当町は、業務完了が困難であると判断した場合は、契約を解除できるものとする。

12 再委託

本業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は事前に当町の承認を得ること。ただし、当該業務における過半数以上の再委託は認めない。

13 機密保持

- (1) 受注者は、本業務の実施により、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解除された後も同様の義務を負う。
- (2) 受注者は、当町から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写および加工を含む）し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、本業務終了後、速やかに当町から提供された資料等を返還すること。ただし、当町が承諾した場合はこの限りではない。

14 その他

受注者において本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、担当部署と協議を行い、指示を仰ぐこと。

15 本業務に関する担当部署

〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地

飯島町企画政策課企画係

TEL:0265-86-3111（内線 222） FAX:0265-86-4395

E-mail : kikaku@town.iijima.lg.jp